

資料 2

〔平成 30 年 12 月 21 日〕  
〔地 方 財 政 審 議 会〕

総務大臣配分資産に係る平成 26 年度分から平成 30 年度分までの固定資産税の課税標準となるべき価格等の決定及び修正について（平成 30 年 12 月修正分）

## 資料 2-1

総務大臣配分資産に係る平成26年度分から平成30年度分までの固定資産税の  
課税標準となるべき価格等の決定及び修正について(平成30年12月修正分)(総括)

(単位：千円)

年 度	決定(追加)		修正		計		税額見込み
	決定価格	課税標準額	決定価格	課税標準額	決定価格	課税標準額	
26	0	0	280,914	280,914	280,914	280,914	3,933
27	0	0	264,513	261,485	264,513	261,485	3,661
28	0	0	282,630	277,112	282,630	277,112	3,880
29	62,728	62,728	807,759	798,510	870,487	861,237	12,057
30	1,554,831	155,483	707,298	647,843	2,262,129	803,326	11,247
計	1,617,559	218,211	2,343,113	2,265,863	3,960,672	2,484,074	34,777

※ 修正の「決定価格」及び「課税標準額」は、当初申告と修正申告の差額である。

※ 表示単位未満四捨五入により計が一致しない場合がある。